

北上市
パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き

北上市



目次

1	<u>北上市パートナーシップ宣誓制度とは</u>	P1
2	<u>制度を利用できる方</u>	P2
3	<u>手続きの流れ</u>	P3
4	<u>届出に必要なもの</u>	P4
5	<u>交付書類</u>	P5
6	<u>通称名の使用</u>	P6
7	<u>再交付の手続き</u>	P6
8	<u>届出事項変更等の手続き</u>	P7
9	<u>返還の手続き</u>	P8
10	<u>宣誓の無効</u>	P9
11	<u>自治体間連携について</u>	P9
12	<u>利用可能なサービス</u>	P10
13	<u>その他</u>	P10
14	<u>Q&A</u>	P11

1 北上市パートナーシップ宣誓制度とは

北上市は、「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」において、「年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別によって困難な状況にある人へ配慮すること」を基本理念の一つに掲げ、取組を進めています。

その取組の一環として、様々な生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の気持ちに寄り添い、パートナー及び家族であることが尊重され、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指し、令和6年4月1日から北上市パートナーシップ宣誓制度を導入します。

北上市パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。

また、宣誓する二人に子・親(養子・養親を含む)がいる場合、家族として併せて宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様が性の多様性についての理解を深め、誰もが人生のパートナーや家族と共に、安心して暮らすことができるよう、市が応援するものです。

2 制度を利用できる方

制度を利用できる方（パートナーシップの宣誓をできる方）は、戸籍上の性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである二人であり、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- ② 少なくとも一方が市内に住所を有していること、又は宣誓をした日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- ③ 配偶者がいないこと。
- ④ 宣誓をしようとする相手以外の人とパートナーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- ⑤ 民法で定められている近親者(直系血族^{※1}並びに3親等以内の傍系血族^{※2}及び直系姻族^{※3}をいう。以下同じ。)でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く。)
- ⑥ 過去に、本市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。

※1 直系血族…祖父母、父母、子、孫等

※2 三親等以内の傍系血族…兄弟姉妹、おじおば、おいめい

※3 直系姻族…子・孫の配偶者、配偶者の父母・祖父母・子・孫等

宣誓をしようとする者の双方又は一方の子又は親を加えて宣誓を行う場合は、その子又は親が、次の書類を提出する必要があります。

- ①子又は親との親子関係を証明する書類
- ②宣誓日当日、15歳以上の子又は親の同意書

3 手続きの流れ

(1) 宣誓日の予約

- ・宣誓の要件すべてに該当するか確認(2ページ参照)
- ・宣誓を希望する日の原則10日前までにメール又は電話で、地域づくり課へ予約をしてください。

<予約連絡先>

メール: chiiki@city.kitakami.iwate.jp

電話: 0197-72-8300

(土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く平日9時~17時)

担当課: まちづくり部地域づくり課

宣誓希望日の予約について、以下の内容を教えてください。

- ・宣誓希望日・時間帯(午前・午後)の第3希望まで
- ・宣誓しようとする2人の氏名(フリガナ)
- ・日中連絡の取れる連絡先

※ 宣誓日予約の際、宣誓届の内容を教えてくださいと、宣誓日当日の手続きがスムーズになります。

予約の日時が確定次第、市からメール又は電話でご連絡いたします。必要書類(4ページ参照)を準備し、宣誓日当日に指定された部屋へお越しください。

(2) 宣誓日当日(場所:北上駅西口前 おでんせプラザぐろーぶ3階)

(プライバシーに配慮したスペースをご用意しています。)

- ・指定された日時・部屋に必要書類を持参し、必ず2人でお越しください。
(本人が署名できない場合、代筆を行う方を連れてきてください。)
- ・提出書類に不備がない場合、宣誓書に署名していただきます。

※ 書類の確認や受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。

※ 書類に不備や不足等がある場合は、宣誓日を延期することもあります。

※ 宣誓に加える子又は親の同行の必要はありません。

双方または一方が北上市在住の場合、
受領証等*を交付

双方が市外在住(転入予定)の場合、
転入予定受付票を交付

※パートナーシップ宣誓書受領証及び
宣誓書受領証カードのこと(5ページ参照)

転入予定者が市に転入した場合、
転入予定受付票を添えて、転入
完了届を提出

受領証等*交付

<担当>/<受付窓口>

まちづくり部地域づくり課

多様性社会推進係

〒024-0061

北上市大通リー丁目3番1号

おでんせプラザぐろーぶ3階

電話 0197-72-8300 (係直通)

メール chiiki@city.kitakami.iwate.jp

宣誓可能な時間: 平日 午前9時~午後5時

4 届出に必要なもの

パートナーシップ宣誓に必要な書類等は以下のとおりです。

【宣誓日に持参していただく書類】

必要な書類等	備考	チェック
宣誓届	北上市パートナーシップ宣誓届(様式第1号)	
本人確認書類の写し	次のいずれかの写しを提出するもの ・顔写真付身分証明書(個人番号カード、運転免許証等)1点 ・顔写真のない身分証明書(年金手帳、介護保険証等)2点	
住民票の写し その他の現住所を証する書類	・3か月以内に発行されたもの ・本籍、個人番号の記載は不要 ・同一世帯の場合は1通で構いません	
(双方が市外在住の方のみ) 転入予定であることがわかる書類	転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し等	
戸籍の個人事項証明書	・現に婚姻をしていないことを証明する書類 ・子や親を加えて宣誓を希望する場合は、対象となる子や親も加えて戸籍を提出 ・3か月以内に発行されたもの ・日本国籍を有さない方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文	
(子や親を加えて宣誓を行う方のみ) 同意書	・同意書(様式第2号) ・対象となる満15歳以上の子や親の同意書 ※満15歳未満の子は同意書不要	
(通称名を使用する方のみ) 通称名を確認できる書類	日常生活で使用していることが確認できる書類 (6ページ参照)	

双方とも市外在住で宣誓した場合、転入後に必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考	チェック
転入完了届	・パートナーシップ宣誓者転入完了届(様式第7号)	
転入後の住民票の写し その他の現住所を証する書類	・転入から14日以内のもの	
転入予定受付票	・宣誓日に交付されたもの	
本人確認書類(原本)	・本人確認書類の原本を提示すること	

5 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証

市が、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。
宣誓した二人に1枚交付します。

(表)

第 号

北上市パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 氏 名

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日: 年 月 日

家族の氏名

北上市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

北上市長 印

(裏)

(高)

この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、様々な生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の方々に寄り添い、パートナー及び家族であることが尊重され、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けた取組として、北上市パートナーシップ宣誓制度を設けています。この受領証は、互いを人生のパートナー（家族）として尊重し、日常生活において責任を持って協力し合うと宣誓されたことを、北上市として証するものです。この制度は法律上の効力を有するものではありませんが、掲示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係又は当該2人にその子や親を加えた関係をいう。
- 2 プライバシーの保護について
他人の性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。
本制度利用者のプライバシーの保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

通称名を使用している場合
以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にはあてはまりません）と、通称又は在留カードに記載されている氏名（通称名）を記載します。

宣誓者	宣誓者
通称名	通称名
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名

家族として宣誓に加える子及び親
氏 名 家族関係

(2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

市が、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの携行用カードです。二人それぞれに1枚ずつ交付します。

(表)

第 号

北上市パートナーシップ宣誓書受領証カード

北上市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人	パートナー
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日	年 月 日

北上市長 印

(裏)

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）

本人	パートナー
----	-------

家族の氏名

この受領証カードの提示を受けられた方へ

この受領証は、互いを人生のパートナー（家族）として尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うと宣誓されたことを、北上市として証するものです。この制度は法律上の効力を有するものではありませんが、掲示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

6 通称名の使用

性別違和等の理由があると市長が認める場合は、受領証等に通称名を記載することができます。

通称名を記載した場合は、受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

通称名の確認方法は、学生証や法人が発行した身分証明証など、社会生活において通称名を日常的に使用していることが客観的に判断できるものであれば1点、郵便物や公共料金の領収書などの場合は2点をパートナーシップ宣誓届提出の際に、併せて提出してください。

7 再交付の手続き

宣誓日の予約と同じように、事前に日程の予約をお願いします。

受領証等を紛失、毀損、汚損等した場合は、再交付を申請することができます。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備考
紛失	再交付申請書(様式第8号)	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	※申請者の本人確認書類を添付してください。(4ページ参照)	・再交付を受ける受領証等を添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出である住所へ郵送いたします。窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。(お1人での来庁で構いません。)

※ 予約をせずに来庁した場合、受領証等は後日交付となります。

※ 書類の確認や受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。

8 届出事項変更等の手続き

受領証等に記載されている届出事項の変更がある場合、宣誓日の予約と同じように、事前に日程の予約をお願いします。

転居等の理由により、宣誓届の記載事項に変更があった場合は、届出事項変更届が必要です。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類	受領証等の添付
住所	届出事項変更届(様式第9号) ※届出者の本人確認書類を添付してください。(4ページ参照)	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍の個人事項証明書	要
通称名		・通称名を使用していることが分かる書類	要
子又は親の新たな加入		・対象者の戸籍個人事項証明書(子又は親と親子関係であることが確認できるもの) ・同意書(様式第2号)	要
子又は親のパートナーシップからの離脱		-	要
子又は親の申し出によるパートナーシップからの離脱	北上市パートナーシップ宣誓離脱申出書(様式第10号)	※申出者の本人確認書類を添付してください。	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出ている住所へ郵送します。窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。(お1人での来庁で構いません。)

※ 予約をせずに来庁した場合、受領証等は後日交付となります。

※ 15歳以上の子又は親がパートナーシップ関係から離脱したいとき、北上市パートナーシップ宣誓離脱申出書(様式第10号)により、離脱を申し出ることができます。

市が離脱申出書を受領後、双方の宣誓者にその旨を通知し、交付済みの受領証等を返却いただき、申し出のあった者の名前を削除した受領証等を再交付いたします。

※ 書類の確認や受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。

9 返還の手続き

次のいずれかに該当する場合は、返還届に二人の受領証等を添えて持参してください。

返還理由	様式	備考
パートナーシップを解消したとき	返還届(様式第11号) ※届出者の本人確認書類を添付してください。(4ページ参照)	・お1人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		・宣誓者の一方が死亡した場合で、子や親を加えて宣誓を行っているときは、パートナーシップ関係を継続することができます。(この場合、返還届ではなく、宣誓継続届(様式第12号)を提出してください。)
宣誓者の双方が市外に転出したとき		・転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。
その他宣誓の要件を満たさなくなったとき		—
宣誓が無効となったとき		—

※ 本人確認を行うので、本人確認書類(原本)を持参してください。

※ 宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきますので持参してください。

※ 返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返しします。

※ お一人でも手続きを行うことができ、受領証カード1枚でも返還の手続きをすることができますが、返還の際はもう一方の宣誓者へ返還届が提出されたことの通知と、受領証を返還することを求める通知をします。

※ 宣誓者双方の受領証等が長期にわたり返還されない場合、次回から北上市で宣誓を行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

※ 書類の確認や受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。

10 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合、宣誓が無効になります。

- (1) 双方又は一方の宣誓者にパートナーシップ宣誓を形成する意思がないとき。
- (2) 届出事項に虚偽があったとき。^{※1}
- (3) 宣誓日以降に、パートナー以外の者とパートナーシップ関係になること及び婚姻しないこと。^{※1}
- (4) 受領証等の不正使用、濫用又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。^{※2}

※1 ※2 無効となる事項が判明した日以降の宣誓が無効となります。

※ 宣誓者が記載事項の変更や必要な手続きを怠り、長期間連絡が取れない場合、宣誓を無効とする場合があります。

※ 無効とした受領証等の受領証番号を公表します。

11 自治体間連携について

連携自治体から、パートナーシップ宣誓制度利用者が北上市に転入したとき、北上市の宣誓要件等を満たす場合に限り、パートナーシップ関係を継続する旨を申告することで、転出元自治体への受領証等の返還や再度のパートナーシップ宣誓、戸籍の個人事項証明書の提出を不要とするなど、手続きを簡略化することができます。

宣誓日の予約と同じように、事前に日程の予約をお願いします。

連携自治体から北上市に転入したとき、パートナーシップ宣誓の継続に必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考	チェック
宣誓制度連携申告書	北上市パートナーシップ宣誓制度連携申告書(様式第13号)	
連携市町村受領証等	連携市町村で発行宣誓者双方の受領証等	
本人確認書類の写し	次のいずれかの写しを提出するもの ・顔写真付身分証明書(個人番号カード、運転免許証等)1点 ・顔写真のない身分証明書(年金手帳、介護保険証等)2点	
住民票の写し その他住所の変更を証する書類	・3か月以内に発行されたもの ・本籍、個人番号の記載は不要 ・同一世帯の場合は1通で構いません	

※ 予約をせずに来庁した場合、受領証等は後日交付となります。

※ 提出された書類の確認を行い、受領証等の交付を行います。

※ 書類の確認や受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。

12 利用可能なサービス

本市が提供する行政サービスについて、根拠となる規定や権限を精査の上、柔軟な運用に努めるものとし、提供が可能となったサービスについては、市ホームページにて情報提供を行います。また、宣誓者が利用可能となる民間サービスの分かりやすい情報提供に努めるとともに、民間企業との情報共有等による一層のサービスの充実を目指します。

13 その他

- (1) 本制度は、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- (3) 宣誓や受領証の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (4) 市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。
- (5) 市は、多様な性に対する理解促進、啓発を行い、アウトティング等の権利侵害にあたる行為の防止に努めます。
- (6) 市民ニーズや他自治体に関する情報収集に努め、必要に応じて制度の見直しを行うものとします。

14 Q & A

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度との違いは何ですか。

A. 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利や義務が発生します。

一方、本制度は、市の要綱に基づいて実施するもので、婚姻のような法的な効力が発生するものではなく、戸籍や在留資格が変わるものではありません。

Q2. なぜ制度を導入するのか。

A. 近年、多様性への理解促進及び性的少数者の方々への社会的配慮のため、パートナーシップ制度の導入が全国的にも広がっており、北上市でも「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」の趣旨に基づき「性別並びに性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組」の一環として導入するものであります。

本制度はお二人のパートナーシップを尊重するものであり、また、制度を通じて市民や事業者等が性の多様性についての理解を深め、誰もがいきいきと暮らせる地域社会を目指すものです。

Q3. 対象は性的マイノリティの方だけですか。

A. 北上市で宣誓を行うことができる方は、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した双方若しくは一方が性的マイノリティである二人が宣誓を行うことができます。

また、宣誓する二人の子や親を加えて宣誓することができます。

Q4. 宣誓に費用はかかりますか。

A. 宣誓書の提出や受領証等の交付、再交付、変更等の手続きは無料です。ただし、宣誓を行う際や、再交付等を行う際に提出いただく必要書類の発行手数料は自己負担となります。

Q5. 同居して無ければ宣誓できませんか。

A. 必ず同居している必要はありません。どちらか一方が市内に住所を有していれば、宣誓を行うことができます。

Q6. 事前の予約が必要なのはなぜですか。

A. 利用するみなさまのプライバシーへの配慮と日程及び場所の確保のため、事前の

予約により宣誓手続き等を行います。

Q7. 宣誓はどこで行うのですか。

A. 北上駅西口前 おでんせプラザぐろーぶ3階 北上市生涯学習センター内の市が指定する個室で行います。

Q8. 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか。

A. 宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、市職員の立会いの下宣誓を行います。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、外部に提供することはありません。

北上市パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き(第1版)
令和6年4月 発行

北上市まちづくり部地域づくり課 多様性社会推進係
〒024-0061

岩手県北上市大通り1丁目3番1号 おでんせプラザぐろーぶ3階

TEL: 0197-72-8300(係直通)

Email: chiiki@city.kitakami.iwate.jp

市HP: <https://www.city.kitakami.iwate.jp>